

○指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱

平成29年 3月31日

告示第27号の8

改正 平成30年 3月 7日告示第12号

平成30年11月29日告示第100号

令和 2年 3月23日告示第34号

令和 2年 8月 5日告示第139号

令和 2年 9月14日告示第152号の1

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への定住の促進を図るため、本市に移住を検討している市外の者に対し、交通費、滞在費等の一部について、予算の範囲内で指宿市お試し滞在サポート事業補助金を交付するものとし、その交付については、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し滞在 住居や周辺環境の確認、就職活動等、本市への移住の検討を目的とした市内での宿泊を伴う滞在をいう。
- (2) 移住定住相談 担当職員（会計年度任用職員を含む。）が、市内の病院、文化施設その他の公共施設、商業施設、観光施設等を案内すること及び移住の相談対応を行うことをいう。
- (3) 定住 5年を超える期間継続して本市を住所地として住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (4) 転入 転入届を提出して他の市区町村等から本市に移り住むことをいう。
- (5) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持していると市長が認める者をいう。

(令2告示139・令2告示152の1・一部改正)

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 旅費補助金 お試し滞在に係る交通費及び滞在費の一部を交付する。
- (2) 定住準備金 旅費補助金の交付を受けた者（以下「旅費受給者」という。）が、お試し滞在の最終日から起算して1年以内に本市へ転入し、かつ、申請した場合に、世帯責任者に対して交付する。

（令2告示152の1・一部改正）

（補助対象者）

第4条 旅費補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に、市内において、お試し滞在を行った者であり、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 鹿児島県外に住所を有すること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) お試し滞在期間中に市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (4) お試し滞在期間中に移住定住相談を行うこと。
- (5) お試し滞在の実施前及びお試し滞在終了後に、別に定めるアンケートに回答し、市へ提出すること。
- (6) 指宿市暴力団排除条例（平成24年指宿市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（令2告示34・一部改正）

（旅費補助金の額）

第5条 旅費補助金の額は、別表第1に定めるところによる。

- 2 補助対象者に同行してお試し滞在する者（以下「同行者」という。）の旅費補助金の額は、前項に定める額と同額とする。ただし、4歳以上小学生以下の者の旅費補助金の額は、別表第1に定める額の2分の1の額とし、3歳以下の者には支給しない。
- 3 同行者は、補助対象者と同一の世帯の者とする。
- 4 旅費補助金の交付の回数は、1人につき3回までとする。
- 5 旅費補助金交付については、1世帯当たり25万円を限度とする。

（旅費補助金の交付の申請）

第6条 旅費補助金の交付を受けようとする者は、旅費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、お試し滞在を開始しようとする日から起算して14日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 住民票（世帯全員が記載されたもの）

(2) 誓約書（第2号様式）

（令2告示139・一部改正）

（旅費補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、旅費補助金の交付の可否を決定し、旅費補助金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第8条 前条の規定により、旅費補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請に係る事項を変更する時は、旅費補助金内容変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認の可否を決定し、旅費補助金内容変更承認通知書（第5号様式）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（旅費補助金の交付の決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、旅費補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により旅費補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により旅費補助金の交付の決定を取り消したときは、旅費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績の報告）

第11条 補助事業者は、お試し滞在が終了したときは、終了日から1月を経過した日までに旅費補助金実績報告書（第7号様式）に、宿泊証明書（第8号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(旅費補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、当該報告書等の書類を審査し、交付すべき旅費補助金の額を確定し、旅費補助金交付確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(旅費補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、旅費補助金請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(旅費補助金の返還)

第14条 市長は、旅費受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、旅費補助金返還命令書（第11号様式）により、当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により旅費補助金の交付を受けたとき 旅費補助金の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が旅費補助金の返還が相当と認めたとき 旅費補助金以内の額で市長が定める額

(令2告示152の1・一部改正)

(報告、実地調査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者等に報告を求め、又は担当職員に現地調査等を行わせることがある。

(定住準備金の交付)

第16条 旅費受給者が、お試し滞在を行った最終日から起算して1年以内に本市へ転入し、かつ、申請した場合に、旅費受給者が属する世帯の人数に応じて定住準備金（以下「準備金」という。）を交付する。

(令2告示152の1・一部改正)

(準備金の額)

第17条 準備金の額は、1人につき5万円とする。

2 準備金の交付の回数は、1人につき1回までとする。

3 準備金の交付については、1世帯当たり25万円を限度とする。

(準備金の申請)

第18条 準備金の申請は、世帯責任者が、定住準備金交付申請書（第12号様式）により、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 住民票（世帯全員が記載されたもの）

(2) 誓約書（第13号様式）

（準備金の交付の決定）

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、準備金を交付することが適当であると認めるときは、当該申請を行った者に対し、定住準備金交付決定（却下）通知書（第14号様式）により、当該世帯責任者に通知するものとする。

（準備金の請求）

第20条 世帯責任者は、準備金を請求しようとするときは、定住準備金請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（準備金の返還等）

第21条 市長は、準備金の交付を受けた者（以下「準備金受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した準備金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 転入した日から5年以内に生活の本拠を他の市区町村等に移すこととなったとき。

(2) 提出した書類に偽りその他の不正があったとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があるとき。

2 前項の規定により準備金の返還を命ずるときは、定住準備金返還命令書（第16号様式）に相当の返還期限を記載して通知する。

3 第1項に規定する返還金の額は、交付された準備金の額に別表第2に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、準備金受給者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、準備金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（令2告示152の1・一部改正）

(報告等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、準備金受給者から報告又は書類の提出を求めることがある。この場合において、当該準備金受給者は、市長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行わなければならない。

(令2告示152の1・一部改正)

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日告示第12号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成30年11月29日告示第100号)

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の旅費補助金から適用する。

附 則 (令和2年3月23日告示第34号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月5日告示第139号)

この告示は、令和2年8月5日から施行する。

附 則 (令和2年9月14日告示第152号の1)

この告示は、令和2年9月14日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

(平30告示100・一部改正)

補助項目	補助事業者の住所地	補助金の額
住所地から指宿	熊本県又は宮崎県	2,500円
市までの交通費	福岡県, 佐賀県, 長崎県又は大分県	5,000円
	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 香川県,	7,500円

	徳島県，愛媛県又は高知県	
	三重県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県， 和歌山県又は沖縄県	10,000円
	新潟県，富山県，石川県，福井県，山梨県，長野県， 岐阜県，静岡県又は愛知県	12,500円
	茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都 又は神奈川県	15,000円
	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県又は福島 県	17,500円
	北海道その他の居住地	20,000円
指宿市内での滞 在費	鹿児島県外	1泊につき 2,500円

別表第2（第21条関係）

転入していた期間	返還金の割合
1年未満	5分の5
1年以上2年未満	5分の4
2年以上3年未満	5分の3
3年以上4年未満	5分の2
4年以上5年未満	5分の1

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住所
氏名

印

旅費補助金交付申請書

旅費補助金の交付を受けたいので、指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり旅費補助金の交付を申請します。

記

1. 交付申請額

_____ 円

2. 申請者の概要

ふりがな		生年月日 年 月 日
申請者 氏名		(歳)
電話番号		職業
ふりがな		生年月日 年 月 日
同じ世帯の 同行者氏名		(歳) 申請者との関係

※ 同行者が複数いる場合は、適宜、欄を追加すること。

3. お試し滞在の概要

滞在の目的			
宿泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日	宿泊数	泊
宿泊施設名			
宿泊施設 住所	〒		

4. 移住定住相談の希望日

第1希望	年 月 日 (午前 ・ 午後)
第2希望	年 月 日 (午前 ・ 午後)
第3希望	年 月 日 (午前 ・ 午後)

(添付資料)

1. 住民票(世帯全員が記載されたもの)
2. 誓約書(第2号様式)
3. 事前アンケート

第2号様式（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

指宿市長 様

私は、指宿市おとし滞在サポート事業補助金交付要綱第4条の規定により、指宿市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないことを誓約します。

申請者 住 所
氏 名 印

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



旅費補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった旅費補助金について、下記のとおり交付を決定(却下)したので通知します。

記

- 1 交付金の額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱第14条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還すること。
 - (2) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
 - (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 3 却下の理由(交付却下の場合)

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

指宿市長 様

補助事業者 住所
氏名 印

旅費補助金内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった旅費補助金の内容を変更したいので、指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 変更(取下げ)の理由

2. 変更(取下げ)の内容

変更前	変更後

第5号様式（第9条関係）

第 年 月 日
号

様

指宿市長

印

旅費補助金内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった旅費補助金の内容変更については、指宿市
お試し滞在サポート事業補助金交付要綱第9条の規定により承認します。

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



旅費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した旅費補助金については、
下記の理由により、交付決定を取り消します。

記

交付決定取消しの理由

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

指宿市長 様

補助事業者 住所
氏名 印

旅費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった旅費補助金について、指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額 _____ 円

2. 申請者の概要

ふりがな	
申請者 氏名	
ふりがな	
同じ世帯の 同行者氏名	

※ 同行者が複数いる場合は、適宜、欄を追加すること。

3. お試し滞在の概要

宿泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日	宿泊数	泊
宿泊施設名			
宿泊施設 住所			

4. 移住定住相談の実施日

年 月 日

(添付資料)

1. 宿泊証明書(第8号様式)
2. 事後アンケート

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

指宿市長 様

宿泊施設名
代表者名
(担当者名) 印

宿 泊 証 明 書

下記のとおり，当施設へ宿泊されたことを証明します。

記

	宿泊者氏名	宿泊期間	泊数
1		年 月 日～ 年 月 日	泊
2		年 月 日～ 年 月 日	泊
3		年 月 日～ 年 月 日	泊
4		年 月 日～ 年 月 日	泊
5		年 月 日～ 年 月 日	泊

※欄が不足する場合は，適宜追加すること。

第9号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



旅費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった旅費補助金について、下記のとおり交付を確定したので、指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付確定額 円

《内訳》

氏 名	交付額(円)

※欄が不足する場合は、適宜追加すること。

※ この通知は、「定住準備金」交付申請の際に必要なため、無くさないよう、大切に保管すること。

第 10 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住所
氏名 印

旅費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付金額確定のあった旅費補助金について、指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付確定額 金 _____ 円
2. 請求額 金 _____ 円
3. 振込先

振 込 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協	支 店 出張所
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ) 氏 名	

※通帳のコピー(口座情報が確認できるもの)を添付すること。

第 11 号様式 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

様

指宿市長



旅費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、年 月 日に交付した旅費補助金について、下記のとおり交付した助成金の一部(全部)を取り消し、返還することを命ずる。

記

- 1 返 還 の 理 由
- 2 助 成 金 交 付 額 円
- 3 助 成 取 消 額 (要 返 還 額) 円
- 4 返 還 の 期 限 年 月 日

第 12 号様式（第 18 条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住所
氏名 印

定住準備金交付申請書

定住準備金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

転入年月日	年 月 日			
転入後の住所				
家族の状況	続柄	氏名	年齢	備考
その他				

添付書類

- (1) 住民票(世帯全員が記載されたもの)
- (2) 誓約書(第13号様式)
- (3) 交付確定通知書(第9号様式)の写し

第 13 号様式（第 18 条関係）

誓 約 書

私は、指宿市の住民として定住の意志をもって居住します。ただし、指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱第21条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱第21条第3項に規定する金額を返還します。

年 月 日

補助事業者 住所
氏名 印

指宿市長 様

第 14 号様式（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



定住準備金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった定住準備金について、下記のとおり交付を決定(却下)したので通知します。

記

- 1 交付金の額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱第21条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還すること。
 - (2) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
 - (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 3 却下の理由(交付却下の場合)

第 15 号様式（第 20 条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住所
氏名 印

定住準備金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった定住準備金について、指宿市おとし滞りサポート事業補助金交付要綱第20条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円
2. 請求額 金 _____ 円
3. 振込先

振 込 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協	支 店 出張所
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ) 氏 名	

※通帳のコピー(口座情報が確認できるもの)を添付すること。

第 16 号様式（第 21 条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



定住準備金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、年 月 日に交付した定住準備金について、下記のとおり交付した準備金の一部(全部)を取り消し、返還することを命ずる。

記

- 1 返 還 の 理 由
- 2 準 備 金 交 付 額 円
- 3 助成取消額(要返還額) 円
- 4 返 還 の 期 限 年 月 日

第1号様式（第6条関係）

（平30告示12・全改）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第8条関係）

第5号様式（第9条関係）

第6号様式（第10条関係）

第7号様式（第11条関係）

（平30告示12・全改）

第8号様式（第11条関係）

第9号様式（第12条関係）

第10号様式（第13条関係）

第11号様式（第14条関係）

第12号様式（第18条関係）

第13号様式（第18条関係）

第14号様式（第19条関係）

第15号様式（第20条関係）

（平30告示12・一部改正）

第16号様式（第21条関係）